

議案第31号

幸手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険条例（昭和40年条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 削除」を「第3章 被保険者（第4条・第5条）」に、「第32条」を「第31条」に改める。

「第3章 削除」を「第3章 被保険者」に改める。

第4条を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、措置により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護を加えた児童であつて、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

幸手市長 木村 純 夫

提 案 理 由

国民健康保険の被保険者とししない者に関する規定及び新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定の整備その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。